

「外国証券取引口座約款」の改正について 新旧対照表

(二重線部分変更)

新 第1章 総 則	旧 第1章 総 則
<p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>2 申込者は、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引（以下「国内委託取引」という。）、外国証券の売買注文を我が国以外の金融商品市場（店頭市場を含む。以下同じ。）に取り次ぐ取引（以下「外国取引」という。）及び外国証券の国内における店頭取引（以下「国内店頭取引」という。）並びに外国証券の当社への保管（当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を發行しない取扱いが認められ、かつ、券面が發行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利（以下「みなし外国証券」という。）である場合には、当該外国証券の口座に記載又は記録される数量の管理を含む。以下同じ。）の委託については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとします。</p> <p>なお、上記の国内委託取引、外国取引及び国内店頭取引については、信用取引に係る売買及び信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買を除くものとします。</p> <p>第2条～第3条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 外国証券の国内委託取引</p> <p>(外国証券の混合委託等)</p> <p>第4条 (現行どおり)</p> <p>2 寄託証券は、当社の名義で決済会社に混合寄託するものとし、寄託証券が記名式の場合は、決済会社が当該寄託証券の名義を決済会社の指定する名義に書き換えます。振替証券は、次項に規定する現地保管機関における当社に係る口座に記載又は記録された当該振替証券の数量を、当該現地保管機関における決済会社の口座に振り替え、当該数量を記載又は記録するものとします。</p> <p>3 前項により混合寄託される寄託証券又は決済会社の口座に振り替えられる振替証券（以下「寄託証券等」という。）は、当該寄託証券等の発行者が所在する国等又は決済会社が適当と認める国等にある保管機関（以下「現地保管機関」という。）において、現地保管機関が所在する国等の諸法令及び慣行並びに現地保管機関の諸規則等に従って保管又は管理します。</p> <p>4 申込者は、第1項の寄託又は記録若しくは記載については、<u>申込者が</u>現地保管機関が所在する国等において外国証券を当社に寄託した場合を除き、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。</p> <p>(寄託証券に係る共有権等)</p> <p>第4条の2 (現行どおり)</p> <p>(寄託証券等の我が国以外の金融商品市場での売却又は交付)</p> <p>第5条 申込者が寄託証券等を我が国以外の金融商品市場において売却する場合又は寄託証券等の交付を受けようとする場合は、当社は、当該寄託証券等を現地保管機関から当社又は当社の指定する保管機関（以下、「当社の保管機関」という。）に保管替えし、又は当社の指定する口座に振り替えた後に、売却し又は申込者に交付等します。</p> <p>2 申込者は、前項の交付については、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。</p> <p>(上場廃止の場合の措置)</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>(配当等の処理)</p> <p>第7条 寄託証券等に係る配当（外国投資信託受益証券等の収益分配、外国投資証券等の利益の分配及び外国受益証券発行信託の受益証券等の信託財産に係る給付を含む。以下同じ。）、償還金、寄託証券等の実質的又は形式的な保有者の行為に基づかず交付されるその他の金銭（発行者の定款その他の内部規則若しくは取締役会その他の機関の決定、決済会社の規則又は外国証券取引口座に関する約款等により、寄託証券等の実質的又は形式的な保有者の行為があったものとみなされ、それに基づき交付される金銭を含む。以下同じ。）等の</p>	<p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条 (省 略)</p> <p>2 申込者は、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引（以下「国内委託取引」という。）、外国証券の売買注文を我が国以外の金融商品市場（店頭市場を含む。以下同じ。）に取り次ぐ取引（以下「外国取引」という。）及び外国証券の国内における店頭取引（以下「国内店頭取引」という。）並びに外国証券の当社への保管（当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を發行しない取扱いが認められ、かつ、券面が發行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利（以下「みなし外国証券」という。）である場合には、当該外国証券の口座に記載又は記録される数量の管理を含む。以下同じ。）の委託については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとします。</p> <p>なお、上記の国内委託取引、外国取引及び国内店頭取引については、信用取引に係る売買及び信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買を除くものとします。</p> <p>第2条～第3条 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 外国証券の国内委託取引</p> <p>(外国証券の混合委託等)</p> <p>第4条 (省 略)</p> <p>2 寄託証券は、当社の名義で決済会社に混合寄託するものとし、寄託証券が記名式の場合は、決済会社が当該寄託証券等の名義を決済会社の指定する名義に書き換えます。振替証券は、次項に規定する現地保管機関における当社に係る口座に記載又は記録された当該振替証券の数量を、当該現地保管機関における決済会社の口座に振り替え、当該数量を記載又は記録するものとします。</p> <p>3 前項により混合寄託される寄託証券は、又は決済会社の口座に振り替えられる振替証券（以下「寄託証券等」という。）は、当該寄託証券等の発行者が所在する国等又は決済会社が適当と認める国等にある保管機関（以下「現地保管機関」という。）において、現地保管機関が所在する国等の諸法令及び慣行並びに現地保管機関の諸規則等に従って保管又は管理します。</p> <p>4 申込者は、第1項の寄託又は記録若しくは記載については、現地保管機関が所在する国等において外国証券を当社に寄託した場合を除き、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。</p> <p>(寄託証券に係る共有権等)</p> <p>第4条の2 (省 略)</p> <p>(寄託証券等の我が国以外の金融商品市場での売却又は交付)</p> <p>第5条 申込者が寄託証券等を我が国以外の金融商品市場において売却する場合又は寄託証券等の交付等を受けようとする場合は、当社は、当該寄託証券等を現地保管機関から当社又は当社の指定する保管機関（以下、「当社の保管機関」という。）に保管替えし、又は当社の指定する口座に振り替えた後に、売却し又は申込者に交付等します。</p> <p>2 申込者は、前項の交付等については、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。</p> <p>(上場廃止の場合の措置)</p> <p>第6条 (省 略)</p> <p>(配当等の処理)</p> <p>第7条 寄託証券等に係る配当（外国投資信託受益証券等の収益分配、外国投資証券等の利益の分配及び外国受益証券発行信託の受益証券等の信託財産に係る給付を<u>求む</u>。以下同じ。）、償還金、寄託証券等の実質的又は形式的な保有者の行為に基づかず交付されるその他の金銭（発行者の定款その他の内部規則若しくは取締役会その他の機関の決定、決済会社の規則又は外国証券取引口座に関する約款等により、寄託証券等の実質的又は形式的な保有者の行為があったものとみなされ、それに基づき交付される金銭を含む。以下同じ。）等の</p>

「外国証券取引口座約款」の改正について 新旧対照表

(二重線部分変更)

<p>処理は、次の各号に定めるところによります。</p> <p>(1)～(2) (現行どおり)</p> <p>a. (現行どおり)</p> <p>b. 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合 申込者は源泉徴収税額相当額を支払うものとし、当該株式配当に係る株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとします。ただし、1株未満の株券は、決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じ申込者あてに支払うものとします。</p> <p>(3)～(4) (現行どおり)</p> <p>2～3 (現行どおり)</p> <p>4 前項の支払いにおける外貨と円貨との換算は、配当金支払取扱銀行(第1項第1号に定める配当金以外の金銭について換算する場合にあっては、株式事務取扱機関。以下この項において同じ。)が配当金等の受領を確認した日に定める対顧客直物電信買相場(当該配当金支払取扱銀行がこれによることが困難と認める場合にあっては、受領を確認した後に、最初に定める対顧客直物電信買相場)によります。ただし、寄託証券等の発行者が河在する国等の諸法令又は慣行等により、外貨の国内への送金が不可能若しくは困難である場合には、決済会社が定めるレートによるものとします。</p> <p>5 (現行どおり)</p> <p>6 配当に関する調書の作成、提出等については、諸法令の定めるところにより株式事務取扱機関及び決済会社又は当社が行います。</p> <p>7 (現行どおり)</p> <p>(新株予約券等その他の権利の処理)</p> <p>第8条 寄託証券等に係る新株予約券等(新たに外国株券等の割当てを受ける権利をいう。以下同じ。)その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによります。</p> <p>(1)～(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 寄託証券等の発行者が発行する当該寄託証券等以外の株券が分配される場合は、決済会社が当該分配される株券の振込みを指定し申込者が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該分配される株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとし、1株未満の株券及び決済会社が振込みを指定しないとき又は決済会社が振込みを指定し申込者が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときの当該分配される株券は、決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じ顧客に支払うものとします。ただし、申込者が寄託証券等の発行者が河在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該分配される株券又は株券の売却代金は受領できないものとします。</p> <p>(4)～(6) (現行どおり)</p> <p>第9条～第10条 (現行どおり)</p> <p>(外国株貯留証券に係る議決権の行使)</p> <p>第10条の2～2 (現行どおり)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、外国株貯留証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が河在する国等の法令により当該外国株貯留証券の発行者が当該外国株券等に係る株主総会における議決権の行使を行えない場合の議決権は、申込者が株式事務取扱機関に対し提出する所定の書類を決済会社が当該外国株貯留証券の発行者を通じて、当該外国株券等の発行者に送付する方法により、申込者が行使するものとします。</p> <p>4 (現行どおり)</p> <p>(株主総会の書類等の送付等)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>第3章 外国証券の外国取引及び国内店頭取引並びに募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い</p> <p>第12条～第14条 (現行どおり)</p>	<p>処理は、次の各号に定めるところによります。</p> <p>(1)～(2) (省 略)</p> <p>a. (省 略)</p> <p>b. 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合 申込者は源泉徴収税額相当額を支払うものとし、当該株式配当に係る株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとします。ただし、1株未満の株券は、決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じ申込者あてに支払うものとします。</p> <p>(3)～(4) (省 略)</p> <p>2～3 (省 略)</p> <p>4 前項の支払いにおける外貨と円貨との換算は、配当金支払取扱銀行(第1項第1号に定める配当金以外の金銭について換算する場合にあっては、株式事務取扱機関。以下この項において同じ。)が配当金等の受領を確認した日に定める対顧客直物電信買相場(当該配当金支払取扱銀行がこれによることが困難と認める場合にあっては、受領を確認した後に、最初に定める対顧客直物電信買相場)によります。ただし、寄託証券等の発行者が河在する国等の諸法令又は慣行等により、外貨の国内への送金が不可能若しくは困難である場合には、決済会社が定めるレートによるものとします。</p> <p>5 (省 略)</p> <p>6 配当等に関する調書の作成、提出等については、諸法令の定めるところにより株式事務取扱機関及び決済会社又は当社が行います。</p> <p>7 (省 略)</p> <p>(新株引受権その他の権利の処理)</p> <p>第8条 寄託証券等に係る新株引受権等(新たに外国株券等の割当てを受ける権利をいう。以下同じ。)その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによります。</p> <p>(1)～(2) (省 略)</p> <p>(3) 寄託証券等の発行者が発行する当該寄託証券等以外の株券が分配される場合は、決済会社が当該分配される株券の振込みを指定し申込者が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該分配される株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとし、1株未満の株券及び決済会社が振込みを指定しないとき又は決済会社が振込みを指定し申込者が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときの当該分配される株券は、決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じ顧客に支払うものとします。ただし、申込者が寄託証券等の発行者が河在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該分配される株券又は株券の売却代金は受領できないものとします。</p> <p>(4)～(6) (省 略)</p> <p>第9条～第10条 (省 略)</p> <p>(外国株貯留証券に係る議決権の行使)</p> <p>第10条の2～2 (省 略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、外国株貯留証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が河在する国等の法令により当該外国株貯留証券の発行者が当該外国株券等に係る株主総会における議決権の行使を行えない場合の議決権は、申込者が株式事務取扱機関に対し提出する所定の書類を決済会社が当該外国株貯留証券の発行者を通じて、当該外国株券等の発行者に送付する方法により、申込者が行使するものとします。</p> <p>4 (省 略)</p> <p>(株主総会の書類等の送付等)</p> <p>第11条 (省 略)</p> <p>第3章 外国証券の外国取引及び国内店頭取引並びに募集もしくは売出しの取扱い又は私募の取扱い</p> <p>第12条～第14条 (省 略)</p>
---	---

「外国証券取引口座約款」の改正について 新旧対照表

(二重線部分変更)

<p>(外国証券の保管、権利及び名義) 第15条 当社が申込者から保管の委託を受けた外国証券の保管、権利及び名義の取扱いについては、次の各号に定めるところによります。 (1) ～(7) (現行どおり) (8) 申込者が権利を有する外国証券につき、売却、保管替え又は返還を必要とするときは所定の手続を経て処理します。 ただし、申込者は、現地の諸法令等により券面が返還されない外国証券の国内における返還は請求しないものとしします。 (9) (現行どおり) (10) 申込者が権利を有する外国証券につき、有価証券としての価値が失われたことにより、当社の保管機関において、現地の諸法令等に基づき残高の抹消が行われた場合には、本口座の当該抹消に係る残高を抹消するとともに、申込者が特に要請した場合を除き、当該外国証券に係る券面は廃棄されたものとして取り扱います。</p> <p>(選別基準に適合しなくなった場合の処理) 第16条 (現行どおり)</p> <p>(外国証券に関する権利の処理) 第17条 当社の保管機関に保管された外国証券の権利の処理については、次の各号に定めるところによります。 (1) (現行どおり) (2) 外国証券に関し、新株予約権等が付与される場合は、原則として売却処分のため、その売却代金を前号の規定に準じて処理します。 ただし、当該外国証券の発行者が所在する国等の諸法令若しくは慣行等により又は市場の状況により、当社が当該新株予約権等の全部又は一部を売却できないときは、当該全部又は一部の新株予約権等は其の効力を失います。 (3)～(7) (現行どおり)</p> <p>第18条～第22条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 雑 則</p> <p>(取引残高報告書の交付) 第23条 (現行どおり)</p> <p>(共通番号の届出) 第24条 申込者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、申込者の共通番号を当社に届出するものとします。その際、当社は番号法その他の関係法令の規定に従い、申込者の本人確認を行うものとします。</p> <p>第24条の2～第26条 (現行どおり)</p> <p>(通知の効力) 第27条 申込者あて、当社によりなされた本口座に関する諸通知が、転居、不在その他申込者の責に帰すべき事由により、延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したのものとして取り扱うことができるものとします。</p> <p>第28条～第29条 (現行どおり)</p> <p>(免責事項) 第30条 次に掲げる損害については、当社は免責されるものとします。</p>	<p>(外国証券の保管、権利及び名義) 第15条 当社が申込者から保管の委託を受けた外国証券の保管、権利及び名義の取扱いについては、次の各号に定めるところによります。 (1) ～(7) (省 略) (8) 申込者が権利を有する外国証券につき、売却、保管替え又は返還を必要とするときは所定の手続を経て処理します。 ただし、申込者は、現地の諸法令等により券面が返還されない外国証券の国内における返還は請求しないものとする。 (9) (省 略) (10) 申込者が権利を有する外国証券につき、有価証券としての価値が失われたことにより、当社の保管機関において、現地の諸法令等に基づき残高の抹消が行われた場合には、本口座の当該抹消に係る<u>査定</u>残高を抹消するとともに、申込者が特に要請した場合を除き、当該外国証券に係る券面は廃棄されたものとして取り扱います。</p> <p>(選別基準に適合しなくなった場合の処理) 第16条 (省 略)</p> <p>(外国証券に関する権利の処理) 第17条 当社の保管機関に保管された外国証券の権利の処理については、次の各号に定めるところによります。 (1) (省 略) (2) 外国証券に関し、新株予約権等が付与される場合は、原則として売却処分のため、その売却代金を前号の規定に準じて処理します。 ただし、当該外国証券の発行者が所在する国等の諸法令若しくは慣行等により又は市場の状況により、当社が当該新株予約権等の全部又は一部を売却できないときは、当該全部又は一部の新株予約権はその効力を失います。 (3)～(7) (省 略)</p> <p>第18条～第22条 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 雑 則</p> <p>(取引残高報告書の交付) 第23条 (省 略)</p> <p>(共通番号の届出) 第24条 申込者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）その他の関係法令等の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、申込者の共通番号を当社に届出するものとします。その際、当社は番号法その他の関係法令等の規定に従い、申込者の本人確認を行うものとします。</p> <p>第24条の2～第26条 (省 略)</p> <p>(通知の効力) 第27条 申込者あて、当社によりなされた本口座に関する諸通知が、転居、不在その他申込者の責に帰すべき事由により、延着し、又は到達しなかった場合においては、通常到達すべきときに到達したのものとして取り扱うことができるものとします。</p> <p>第28条～第29条 (省 略)</p> <p>(免責事項) 第30条 次に掲げる損害については、当社は免責されるものとします。</p>
---	--

「外国証券取引口座約款」の改正について 新旧対照表

(二重線部分変更)

(1)～(2) (現行どおり)

(3) 当社所定の書類に押印した印影と届出の印鑑とが相違ないものと当社が認めて、金銭の授受、保管の委託をした証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害

第31条～第32条 (現行どおり)

(個人データの第三者提供に関する同意)

第33条 申込者は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、当該申込者の個人データ(住所、氏名、連絡先、生年月日、所有する外国証券の数量、その他当該場合に応じて必要な範囲に限る。)が提供されることがあることに同意するものとします。

(1) 外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続を行う場合 当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関又はこれらの者から当該手続に係る委任を受けた者

(2) 預託証券に表示される権利に係る外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実に対し、我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続を行う場合 当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関、当該預託証券の発行者若しくは保管機関又はこれらの者から当該手続に係る委任を受けた者

(3) 外国証券又は預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者が、有価証券報告書、その他の国内又は我が国以外の法令又は金融商品取引所等の定める規則(以下「法令等」という。)に基づく書類の作成、法令等に基づく権利の行使若しくは義務の履行、実質株主向け情報の提供又は広報活動等を行う上で必要となる統計データの作成を行う場合 当該外国証券の発行者若しくは保管機関又は当該預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者若しくは保管機関

(4) 外国証券の売買を執行する我が国以外の金融商品市場の監督当局(当該監督当局の認可を受けた自主規制機関を含む。以下この号において同じ。)が、マネー・ローンダリング、証券取引に係る犯罪事件又は当該金融商品市場における取引公正性の確保等を目的とした当該国等の法令等に基づく調査を行う場合であって、その内容が裁判所又は裁判官の行う刑事手続に使用されないこと及び他の目的に利用されないことが明確な場合 当該監督当局、当該外国証券の売買に係る外国証券業者又は保管機関

2 申込者は、米国政府及び日本政府からの要請により、当社が申込者について、外国口座税務コンプライアンス法(以下「FATCA」という。)上の報告対象として、次の各号のいずれかに該当する場合及び該当する可能性があると判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、申込者の情報(氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報)が米国税務当局へ提供されることがあることに同意するものとします。

なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト(https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf)に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局(IRS)においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。

(1)～(3) (現行どおり)

附 則

この約款は、平成23年1月1日より適用させていただきます。
 この約款は、平成26年7月1日より適用させていただきます。
 この約款は、平成28年1月1日より適用させていただきます。
 この約款は、令和元年5月15日より適用させていただきます。
 この約款は、令和元年7月16日より適用させていただきます。
 この約款は、令和2年4月1日より適用させていただきます。
 この約款は、令和4年5月18日より適用させていただきます。

以上

(1)～(2) (省 略)

(3) 当社所定の書類に押印した印影と届出の印鑑とが相違ないものと当社が認めて、金銭の授受、保管の委託をした証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害

第31条～第32条 (省 略)

(個人データ等の第三者提供に関する同意)

第33条 申込者は次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、当該申込書の個人データ(住所、氏名、連絡先、生年月日、所有する外国証券の数量、その他当該場合に応じて必要な範囲に限る。)が提供されることがあることに同意するものとします。

(1) 外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実に対し、我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続を行う場合 当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関又はこれらの者から当該手続に係る委任を受けた者

(2) 預託証券に表示される権利に係る外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実に対し、我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続を行う場合 当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関、当該預託証券の発行者若しくは保管機関又はこれらの者から当該手続に係る委任を受けた者

(3) 外国証券又は預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者が有価証券報告書、その他の国内又は我が国以外の法令又は金融商品取引所等の定める規則(以下「法令等」という。)に基づく書類の作成、法令等に基づく権利の行使若しくは義務の履行、実質株主向け情報の提供又は広報活動等を行う上で必要となる統計データの作成を行う場合 当該外国証券の発行者若しくは保管機関又は当該預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者若しくは保管機関

(4) 外国証券の売買を執行する我が国以外の金融商品市場の監督当局(当該監督当局の認可を受けた自由規制機関を含む。以下この号において同じ。)が、マネー・ローンダリング、証券取引に係る犯罪事件又は当該金融商品市場における取引公正性の確保等を目的とした当該国等の法令等に基づく調査を行う場合であって、その内容が裁判所又は裁判官の行う刑事手続に使用されないこと及び他の目的に利用されないことが明確な場合 当該監督当局、当該外国証券の売買に係る外国証券業者又は保管機関

2 申込者は、米国政府及び日本政府からの要請により、当社が申込者について、外国口座税務コンプライアンス法(以下「FATCA」という。)上の報告対象として、次の各号のいずれかに該当する場合及び該当する可能性があると判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、申込者の情報(氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報)が米国税務当局へ提供されることがあることを同意するものとします。

(1)～(3) (省 略)

附 則

この約款は、平成23年1月1日より適用させていただきます。
 この約款は、平成26年7月1日より適用させていただきます。
 この約款は、平成28年1月1日より適用させていただきます。
 この約款は、令和元年5月15日より適用させていただきます。
 この約款は、令和元年7月16日より適用させていただきます。
 この約款は、令和2年4月1日より適用させていただきます。

以上